

小規模事業者経営改善資金融資制度

マル経融資制度ご案内

マル経融資の特色

①無担保・無保証人 ②低金利 ③信用保証協会の保証料なし

(ご注意) このチラシの内容は令和6年12月2日現在のものです。なお、今後、変更になる場合もございます。

ご融資利率

令和6年12月2日現在

【一般枠】1.65% 【コロナマル経】1.65%

コロナマル経は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方で、つぎの①又は②のいずれかに該当する方が対象になります。

- ①最近1カ月間の売上高または過去6カ月(最近1カ月を含みます。)の平均売上高が前5年のいずれかの年と比較して5%以上減少しているまたはこれと同様の状況にある方。
- ②債務負担が重くなっている方。

- 一般枠の場合で、雇用者給与等支給額が最近の決算期と比較して2.5%以上増加する見込みがある方を対象に、貸付後2年間の利率が0.5%低減されます。(一定の条件等があります。)
- 一般枠の場合で、1,500万円超の場合は事業計画の提出また半年ごとに事業進捗状況の報告が必要です。
- コロナマル経は、運転資金のみでのご利用となります。設備資金にはご利用出来ません。

ご融資限度額

【一般枠】2,000万円以内

【コロナマル経】1,000万円以内

ご融資期間

【一般枠】

【運転】7年以内(据置1年以内)

【設備】10年以内(据置2年以内)

【コロナマル経】

【運転】20年以内(据置5年以内)

【資金の使い道/事業資金】

(運転資金)仕入資金/買掛金・手形の決済/給与・諸経費等の支払いなど

(設備資金)工場・店舗改装、車両・機械設備・什器設備等の購入など



ご融資対象

●従業員数

※個人事業の事業主、家族従業員、法人企業の役員等の人数は除く

○商業・サービス業 (宿泊・娯楽業除く)

○製造業・その他業種



5人以下



20人以下

【お申込みいただける方】

- いわき商工会議所管内(平、小名浜、泉、常磐、植田、勿来地区)で最近1年以上事業を営んでいる。
- いわき商工会議所の経営指導を6ヶ月以上受けている。
- 納税額(所得税、法人税、住民税等)を完納している。
- 商工業者で、日本政策金融公庫の融資対象業種。
- コロナマル経の場合、売上減少申告書等が必要。

※内容や審査によりご希望に添えない場合がございますので、予めご了承ください。

いわき商工会議所 中小企業相談所

本所 ☎25-9151 小名浜支所 ☎53-5175
常磐支所 ☎43-2757 勿来支所 ☎63-6521